

芦屋市道路愛称設定実施要綱

(目的)

第1条 道路に愛称をつけることにより、市民生活の利便を図り、街に対する愛着を深め、親しみのある街づくりに寄与することを目的とする。

(対象路線)

第2条 市は、以下の基準の一に該当する道路に愛称を設定するものとする。なお、市道が県道と接続し一体的な利用形態があるときは、当該道路管理者の承認を得て、その一部区間についても同一の愛称とすることができる。

- ①一定地域内の主要な道路
- ②歴史的・文化的に由緒ある道路
- ③景観の良好な道路
- ④公的施設と関連のある道路

(愛称の決定)

第3条 市は、愛称の決定にあたり、公募により広く意見を求め、芦屋市道路愛称選考委員会で選定するものとする。なお、県道については事前に当該道路管理者の承認を得るものとする。

2. 前項により決定した愛称に関する著作権は、芦屋市に帰属する。

(愛称の基準)

第4条 愛称は、次の基準によるものとする。

- ①親しみがあり、呼称しやすいこと。
 - ②地域の特徴や、歴史性を反映したものであること。
 - ③特定個人名、特定企業名でないこと。
- ただし、歴史的由緒等経緯のある場合は、この限りでない。

(愛称の普及)

第5条 市は、道路の愛称を決定したとき、次によりその普及を図るものとする。

- ①愛称を公表すること。
- ②標識などを設置すること。
- ③各種事業において活用すること。

付則 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。